【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月10日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社ツクイ

【英訳名】 TSUKUI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 津久井 宏

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号

【電話番号】 045(842)4115(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理推進本部長 髙城 敏和

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号

【電話番号】 045(842)4115(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理推進本部長 髙城 敏和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第49期 第1四半期連結 累計期間	第48期
会計期間		自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高	(千円)	17,794,613	66,847,983
経常利益	(千円)	1,157,479	2,732,240
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(千円)	697,443	1,147,474
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	708,807	1,116,086
純資産額	(千円)	18,359,298	18,113,520
総資産額	(千円)	55,229,381	55,431,170
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	19.28	31.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	19.28	-
自己資本比率	(%)	33.2	32.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
 - 2. 当社は第49期第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、第48期第1四半期連結累計期間については記載しておりません。
 - 3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社1社で構成され、本格的な高齢社会における介護事業者としての使命と業界大手としての社会的責任を果たしながら、長期にわたる持続的な成長を目指す経営に取り組んでおります。在宅介護事業、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業および人材開発事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの営む事業の内容及び主要な関係会社の異動はありません。 なお、主な事業内容の区分は、セグメント情報における区分と同一であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループは平成28年1月4日付で人材開発事業の分社化に伴い、平成28年3月期第4四半期より連結決算へ移行したため平成28年3月期第1四半期は連結決算を行っておりませんが、平成28年3月期第1四半期の個別決算と比較した参考前期比を記載しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの連結業績は、前年同期比で増収増益となりました。

当第1四半期連結会計期間末における事業所数は、47都道府県623ヵ所(本社含む、前年同期間末597ヵ所)、うちデイサービス提供事業所数は457ヵ所(同432ヵ所)となりました。

(単位:百万円)

	平成28年3月期 第1四半期累計期間 (個別)	平成29年3月期 第1四半期累計期間 (連結)	(参考:増減額)	(参考:増減率)
, 一 売 上 高	16,051	17,794	+ 1,742	+ 10.9%
営 業 利 益	643	950	+ 307	+ 47.8%
(同 率)	(4.0%)	(5.3%)	. 301	. 47.070
経 常 利 益	563	1,157	+ 593	+ 105.3%
(同率)	(3.5%)	(6.5%)	+ 595	+ 105.5%
親会社株主に帰属する 四半期純利益	270	697	+ 426	+ 157.5%
(同率)	(1.7%)	(3.9%)		

< セグメントの状況 >

(在宅介護事業)

在宅介護事業は、デイサービス4ヵ所およびヘルパーステーション1ヵ所の開設を行いました。

主力のデイサービスにおいては、利用率向上に努めるとともに引き続き中重度者ケア体制加算や従来から理学療法士等の専門職を中心に取り組んできた個別機能訓練加算等、各種加算の取得を進めました。

この結果、平成28年6月末時点における利用率は54.0%(前年度末比+2.3pt)、中重度者ケア体制加算の対象事業所数は67.3%(前年度末比+3.9pt)、要介護者への提供回数に占める個別機能訓練加算・の算定率は78.0%(前年度末比+3.2pt)となりました。これら施策により、当第1四半期連結累計期間のデイサービス延べ顧客数は、過去最高の109,588人(前年度比10.5%増)となりました。

訪問介護は、特定事業所加算等の取得および人材確保に努めるとともに営業活動を強化し集客に努めました。また、介護職員等による喀痰吸引等研修(第三号)を開催し医療連携の強化を図りました。

グループホームは、引き続き安定的な入居率および短期利用認知症対応型共同生活介護や共用型認知症対応型通 所介護への取り組みにより売上の確保に努めました。

これらの結果、売上高は、デイサービス等の売上が増加したことにより13,490百万円(前年度比8.5%増)と増収になり、経常利益は利用率向上による増益および賃料変更によるリース契約変更益の計上等により994百万円(同58.7%増)と増益になりました。

事業所数は、当第1四半期連結会計期間末現在552ヵ所(前年同期間末528ヵ所)となりました。

(単位:百万円)

	平成28年3月期 第1四半期累計期間 (個別)	平成29年3月期 第1四半期累計期間 (連結)	(参考:増減額)	(参考:増減率)
売 上 高	12,436	13,490	+1,053	+8.5%
経 常 利 益 (同 率)	626 (5.0%)	994 (7.4%)	+ 368	+ 58.7%

(有料老人ホーム事業)

有料老人ホーム事業は、営業活動を強化し入居促進に努めた結果、既存店および大型施設「ツクイ・サンシャイン町田東館」、「ツクイ・サンシャイン横浜野毛」において入居者数が増加しました。また、お客様の健康管理に取り組むとともに、心身機能維持向上のための機能訓練や認知症ケア、当施設で最期まで暮らすことを希望される場合のターミナルケア等、サービスの質の向上に努めました。併せて、人材の育成と定着に向けて継続的な研修を実施しました。

その結果、売上高は、入居者数が増加したことにより2,400百万円(前年度比9.1%増)となりました。経常利益は、増収による売上総利益の増加により123百万円と増益になりました。

当第1四半期連結会計期間末現在、介護付有料老人ホーム26ヵ所・総居室数2,025室(前年同期間末26ヵ所・総 居室数2,025室)および調剤薬局1ヵ所を運営しております。

(単位:百万円)

	平成28年3月期 第1四半期累計期間 (個別)	平成29年3月期 第1四半期累計期間 (連結)	(参考:増減額)	(参考:増減率)
- 売 上 高	2,199	2,400	+ 200	+ 9.1%
経常利益または 経常損失() (同 率)	8 (0.4%)	123 (5.2%)	+ 132	%

(サービス付き高齢者向け住宅事業)

サービス付き高齢者向け住宅事業は、新規入居キャンペーンの実施やインターネットによる入居促進に努めました。また、自立の方から介護の必要な方まで、必要なサービスを自分らしく選択できるシステムづくりやお客様のニーズに対応した自費サービスの提案など事業モデルの確立に努めました。

その結果、売上高は入居者数が増加したことにより317百万円(前年度比205.3%増)となったものの、人件費等の諸経費の負担により経常損失95百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末現在、サービス付き高齢者向け住宅10ヵ所・総居室数724戸(前年同期間末7ヵ所・総居室数460戸)およびツクイ高齢者住宅ケアプランセンター1ヵ所を運営しております。

(単位:百万円)

平成28年3月期 第1四半期累計期 (個別)		平成29年3月期 第1四半期累計期間 (連結)	(参考:増減額)	(参考:増減率)
売 上 高	103	317	+ 213	+ 205.3%
経常損失()(同率)	125 (120.6%)	95 (30.0%)	+ 30	%

(人材開発事業)

人材開発事業は、引き続き施設へ派遣する登録スタッフ獲得のための就職相談会や復職支援サービス、職場見学会を積極的に実施するとともに、WEBプロモーションの強化、福祉施設等への営業活動を実施しました。

その結果、売上高は、人材派遣売上が堅調に推移し1,615百万円(前年度比23.1%増)と増収になり、経常利益は134百万円(同89.2%増)と増益になりました。

当第1四半期連結会計期間末現在、32ヵ所(前年同期間末34ヵ所)の支店を運営しております。

(単位:百万円)

	平成28年3月期 第1四半期累計期間 (個別)	平成29年3月期 第1四半期累計期間 (連結)	(参考:増減額)	(参考:増減率)
売 上 高	1,311	1,615	+ 303	+ 23.1%
経 常 利 益 (同 率)	70 (5.4%)	134 (8.3%)	+ 63	+89.2%

(注) 各セグメントの合計と連結との差異は、連結上の調整額です。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通しについての重要な変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した経営者の問題認識と今後の方針について重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	61,200,000		
計	61,200,000		

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	36,230,400	36,230,400	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	36,230,400	36,230,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第 2 回新株予約権(平成28年 4 月 6 日発行)				
決議年月日	平成28年 3 月22日			
新株予約権の数(個)	380			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000 (注) 1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,419 (注) 2			
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成32年6月30日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,419 資本組入額 709.5 (注)3			
新株予約権の行使の条件	(注)4			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5			

(注)1.新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の総数は38,000株(本新株予約権1個あたり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成28年3月18日の東京証券取引所における普通取引の終値1,419円とする。

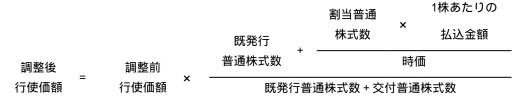
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、計算の結果生じる 1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

(3) 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、本項 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

なお、次の算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。



行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、 次に定めるところによる。

- a.本項 号b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b.株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項 号b.に定める時価を下回る価額をもって当社 普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項 号b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権 付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額 は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新 株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場 合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もし くは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使 されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該 対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

d. 本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した 新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 調整前 行使価額 調整後 行使価額 調整前行使価額により当 該期間内に交付 された株式数

株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる 限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生

し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの 差額を差引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項 号d. の場合は基準日)に先立つ45取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項 号b. の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の 調整を行う。

- a.株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項 号b.に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3.本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 4.新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権者は、当社が開示した平成30年3月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において、営業利益が5,730百万円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者は退職した場合、割当を受けた新株予約権を、その半数を上限に行使することができる。また、その場合の行使期間は、第9項における行使期間の範囲内において退職後2年までとする。
 - (3) 新株予約権の割当を受けた者は、自己の責により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合は、解雇された時点もしくは退職した時点から新株予約権を行使することができない。
 - (4) 新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
 - (5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (8) その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に 定めるところによる。
- 5.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編 (以下、「組織再編行為」という。但し、株式移転および株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編 行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす る。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 第9項に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいず れか遅い日から、第9項に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 第15項に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第7項で定め られる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由 第11項、第13項に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成28年4月1日~ 平成28年6月30日		36,230,400		3,342,203		3,361,403

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 1,200	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,226,200	362,262	同上
単元未満株式	普通株式 3,000	-	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	36,230,400	-	-
総株主の議決権	-	362,262	-

- (注) 1.「完全議決権株式(自己株式等)」欄の(自己株式)普通株式には、従業員向け「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式192,300株(議決権1,923個)は含まれておりません。
 - 2. 自己株式39株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区 上大岡西1-6-1	1,200		1,200	0.00
計	-	1,200		1,200	0.00

- (注) 1.上記のほか、従業員向け「株式給付信託(J-ESOP)」制度の導入に伴い、当該株式給付信託が保有する 当社株式192,300株を連結財務諸表上、自己株式として処理しております。
 - 2. 上記自己保有株式数には、単元未満株式39株は含まれておりません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、第49期第1四半期連結会計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記については、前年同四半期との対比は行っておりません。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,569,091	7,786,559
売掛金	5,665,580	6,001,907
貯蔵品	52,806	56,561
前払費用	809,054	832,641
繰延税金資産	538,680	538,683
短期貸付金	193,865	194,112
未収入金	1,503,069	1,590,979
その他	156,719	175,193
貸倒引当金	12,553	13,208
流動資産合計	17,476,315	17,163,429
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,572,484	2,547,117
工具、器具及び備品(純額)	304,046	388,943
土地	1,379,037	1,379,037
リース資産 (純額)	27,026,808	27,065,172
その他 (純額)	0	0
有形固定資産合計	31,282,377	31,380,271
無形固定資産		
ソフトウエア	299,516	286,075
その他	91,213	213,294
無形固定資産合計	390,729	499,369
_ 投資その他の資産		
長期貸付金	1,705,775	1,678,347
破産更生債権等	1,734	1,644
長期前払費用	946,054	939,613
長期前払消費税等	854,688	821,337
繰延税金資産	894,141	890,022
敷金及び保証金	1,789,819	1,791,802
その他	91,269	65,187
貸倒引当金	1,734	1,644
	6,281,748	6,186,310
	37,954,855	38,065,951
資産合計	55,431,170	55,229,381

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
金掛買	9,582	9,744
1年内返済予定の長期借入金	70,120	70,120
リース債務	1,252,657	1,252,674
未払金	4,067,524	4,269,344
未払費用	444,412	394,727
未払法人税等	910,055	601,619
前受金	257,253	320,731
預り金	520,140	776,957
賞与引当金	987,473	589,649
その他	60,043	60,359
流動負債合計	8,579,263	8,345,928
固定負債		
長期借入金	871,750	854,220
長期前受金	754,797	769,661
長期預り保証金	185,967	177,879
リース債務	25,434,749	25,212,135
退職給付に係る負債	901,391	932,425
資産除去債務	72,673	73,022
その他	517,057	504,809
固定負債合計	28,738,385	28,524,153
	37,317,649	36,870,082
- 純資産の部		
株主資本		
資本金	3,342,203	3,342,203
資本剰余金	3,361,403	3,360,125
利益剰余金	11,498,242	12,014,540
自己株式	313	300,064
—————————————————————————————————————	18,201,536	18,416,805
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	88,015	78,586
その他の包括利益累計額合計	88,015	78,586
新株予約権	-	867
非支配株主持分	-	20,213
	18,113,520	18,359,298
負債純資産合計	55,431,170	55,229,381

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
	17,794,613
売上原価	15,248,603
売上総利益	2,546,009
販売費及び一般管理費	1,595,359
営業利益	950,650
営業外収益	
受取利息	8,595
助成金収入	5,600
リース契約変更益	313,936
その他	4,832
営業外収益合計	332,964
営業外費用	
支払利息	104,263
その他	21,872
営業外費用合計	126,135
経常利益	1,157,479
税金等調整前四半期純利益	1,157,479
法人税等	458,004
四半期純利益	699,474
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,031
親会社株主に帰属する四半期純利益	697,443

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	699,474
その他の包括利益	
退職給付に係る調整額	9,332
その他の包括利益合計	9,332
四半期包括利益	708,807
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	706,765
非支配株主に係る四半期包括利益	2,042

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し半期毎の利益計画の達成および中期経営計画の達成を条件としてポイントを付与し、受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものです。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当第1四半期連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は299,750千円、株式数は192千株であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

減価償却費

462,154千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	181,145	5.0	平成28年3月31日	平成28年 6 月29日	利益剰余金

(セグメント情報等) 【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				⇒田 あ な石	四半期連結	
	在宅介護事業		サービス付き 高齢者向け 住宅事業	人材開発事業	合計	調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上 高	13,490,334	2,400,287	317,132	1,586,859	17,794,613	-	17,794,613
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	28,221	28,221	28,221	-
計	13,490,334	2,400,287	317,132	1,615,081	17,822,835	28,221	17,794,613
セグメント利益又 は損失()	994,546	123,867	95,083	134,161	1,157,490	11	1,157,479

- (注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 11千円は、セグメント間取引消去分であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の経常利益と一致しております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失) 該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動) 該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	19円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	697,443
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益金額(千円)	697,443
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,171
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(千円)	19円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数(千株)	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかっ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変	-
動があったものの概要	

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成28年8月8日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について下記のとおり決議いたしました。

1.株式分割の目的

投資単位当たりの金額を下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2.株式分割の概要

(1)分割の方法

平成28年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 36,230,400株 株式の分割により増加する株式数 36,230,400株 株式分割後の発行済株式総数 72,460,800株 株式分割後の発行可能株式総数 122,400,000株

(3)分割の日程

 基準日公告日
 平成28年8月17日

 基準日
 平成28年8月31日

 効力発生日
 平成28年9月1日

3.1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。なお、当社は当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第1四半期連結累計期間については記載しておりません。

	当第1四半期連結累計期間	
	(自 平成28年4月1日	
	至 平成28年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	9.64円	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9.64円	

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月10日

株式会社ツクイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男 印業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクイの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

基準に準拠して四半期レビューを行った。 四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。 当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツクイ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。